

厚生労働省福祉基盤課からの補足事項

社会福祉法人においてそれぞれ定める経理規程について、これまでには主に、全国社会福祉法人経営者協議会の「社会福祉法人モデル経理規程」が参照されてきたところですが、本経理規程については、拠点が2つ以上ある法人を念頭に作成されている等の理由から、社会福祉法人の大半を占める小規模な法人が参照して作成した場合に、事務の実態から外れており、法人の経理規程を遵守できず、結果として実務担当者が守られないといったことが指摘されていました。

そのため、令和元年度の調査研究事業において、そうした小規模な法人が参照しやすい経理規程例とそのマニュアルを作成したほか、令和2年度においては、講師を招いてE-learningを作成し、ホームページに公開したところです。したがって、今回の経理規程例については拘束力はなく、E-learningを受講していただき、自法人の経理規程を見直したときに、参考になりそうな部分があればぜひ活用していただければという趣旨です。